



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働一五一)

(省 令)

- 政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(総務五一九)
- 政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件(同五三〇)
- 政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件(同五三一)
- 特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件(同五三二)
- 政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件(同五三三)
- 政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十一年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件(同五三四)

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(同五三五)

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四条第四項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める件
(厚生労働四八〇)

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示を定める件
(同四八一)

(公 告)

諸 事 項

- 裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等
- 独立行政法人航海訓練所平成二十事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、東日本高速道路株式会社社工事開始、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・印章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・印章紛失関係
- 地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第五十一号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十五日
厚生労働大臣 長妻 昭

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「ときは」の下に「電子情報処理組織の使用による請求」を、「記録して」の下に「行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。又は光ディスク等を用いた請求(厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)により」を加え、同条第二項中「前項の」を「電子情報処理組織の使用による請求を行う」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができ、情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

第二条の見出しを「療養の給付費等の請求目」に改め、同条第一項中「療養の給付費等の請求(以下「電子情報処理組織の使用による請求」という。)」を「請求又は光ディスク等を用いた請求」に改める。

第三条の見出し中「電子情報処理組織の使用による」を「療養の給付費等の」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「による請求」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加え、同条第二号中「同じ。」の下に「又は光ディスク等」を同条の記録を行うために使用するプログラム」を、「請求」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「プログラム」の下に「又は光ディスク等」を同条の記録を行うために使用するプログラム」を加え、同条第三号中「請求」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加える。

第四条の見出し中「療養の給付費等の」を「電子情報処理組織の使用による」に改め、同条中「療養の給付費等の請求」を「電子情報処理組織の使用による請求」に改め、「介して費用を請求」との下に「電子情報処理組織の使用」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用」とを加え、「とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の」と、同条第二項中「請求を行う」とあるのは「請求を事務代行者を介して行う」と、同項の」とあるのは「事務代行者を介して同項」を「定める方式に従って電子計算機」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機」と、同条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、同条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介して」と、「前項の」とあるのは「事務代行者を介して前項」に「を始める」とあるのは「事務代行者を介して」と、「又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする場合にあつては」に「を始める」とあるのは「又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月」に改め、同条の次に次の三条を加える。

附則第四項を削り、同条第三項中「第一号及び第二号」を「一の項及び二の項」に改め、「保険薬局」の下に「二の項に掲げる保険薬局にあつては、第二項の適用を受けるものを除く。」を加え、又は光ディスク等を用いた請求」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 療養の給付費等の請求の件数に係る前項の薬局による届出を受ける審査支払機関は、当該療養の給付費等の請求の件数を確認するために必要な限度で、関係する審査支払機関に情報の提供を求めることができる。

附則第四條に次の三項を加える。

- 5 第五条及び第六条並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届けたものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。
 - 一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関又は保険薬局 当該障害が生じている間に行う療養の給付費等の請求
 - 二 レセプトコンピュータの販売又はリースの事業を行う者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、療養の給付費等の請求の日までに光ディスク等を用いた請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う療養の給付費等の請求
 - 三 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関又は保険薬局 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている間に行う療養の給付費等の請求
 - 四 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局 廃止又は休止するまでの間に行う療養の給付費等の請求
 - 五 その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局 当該請求
 - 6 保険医療機関又は保険薬局は、前項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
 - 7 保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。
- 附則第五條を次のように改める。
- (第五條第一項に係る届出)
- 第五條 第五條第一項の規定の適用を受けようとする保険医療機関又は保険薬局であつて、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第五十一号)の施行の際現に書面による請求を行っているものうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、同項の規定に該当する旨を審査支払機関に届けるものとする。

レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所(歯科に係る)
 療養の給付費等の請求を行う場合を除く)
 平成二十二年三月三十一日

レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所(歯科に係る)
 療養の給付費等の請求を行う場合に限る)
 平成二十二年十二月三十一日

レセプトコンピュータを使用していない薬局
 療養の給付費等の請求を行う場合を除く)
 平成二十二年三月三十一日

附則第六條を削る。

附則

この省令は、平成二十一年十一月二十六日から施行する。

告 示

○総務省告示第五百二十九号
 政党助成法(平成六年法律第五号)第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十五日
 総務大臣 原口 一博

民主党	改革クラブ	社会民主党
支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数
五七〇 五七〇	二六五 二六五	二六五 二六六
支部の名称	支部の名称	支部の名称
異動事項	異動事項	異動事項
氏名	氏名	氏名
新 田中真紀子	新 田中真紀子	新 田中真紀子
旧	旧	旧
住所	住所	住所
新潟県長岡市今朝 白一七七一四	新潟県長岡市今朝 白一七七一四	新潟県長岡市今朝 白一七七一四
選出区分	選出区分	選出区分
衆議院議員 新潟 県第五区	衆議院議員 新潟 県第五区	衆議院議員 新潟 県第五区
選挙期日	選挙期日	選挙期日
平成十七年九月十日	平成十七年九月十日	平成十七年九月十日
所屬国会議員 の住所	所屬国会議員 の住所	所屬国会議員 の住所
寺田 学	寺田 学	寺田 学
川合 孝典	川合 孝典	川合 孝典
辻 泰弘	辻 泰弘	辻 泰弘
弦念 丸呈 (ツルネンマル テイ)	弦念 丸呈 (ツルネンマル テイ)	弦念 丸呈 (ツルネンマル テイ)
秋田県秋田市手形山 中町二三七	秋田県秋田市手形山 中町二三七	秋田県秋田市手形山 中町二三七
東京都目黒区鷹番 三二四一五	東京都目黒区鷹番 三二四一五	東京都目黒区鷹番 三二四一五
兵庫県加古川市平岡 町新在家二二八〇一八	兵庫県加古川市平岡 町新在家二二八〇一八	兵庫県加古川市平岡 町新在家二二八〇一八
神奈川県鎌倉市西鎌 倉二一九一八	神奈川県鎌倉市西鎌 倉二一九一八	神奈川県鎌倉市西鎌 倉二一九一八
秋田県秋田市千秋北 の丸五二五	秋田県秋田市千秋北 の丸五二五	秋田県秋田市千秋北 の丸五二五
東京都目黒区碑文谷 一二五一九	東京都目黒区碑文谷 一二五一九	東京都目黒区碑文谷 一二五一九
兵庫県加古川市平岡 町新在家一九二二五三	兵庫県加古川市平岡 町新在家一九二二五三	兵庫県加古川市平岡 町新在家一九二二五三
神奈川県足柄下郡湯 河原町吉浜一三二一	神奈川県足柄下郡湯 河原町吉浜一三二一	神奈川県足柄下郡湯 河原町吉浜一三二一

平成二十一年九月十四日

